

# <ご案内>

## — 小規模企業共済について —

**【節税】と【安定した将来設計】**に役立つ  
**小規模企業共済**を始めてみませんか？

平成29年4より、神奈川県中小建設業協会（日本建設組合連合）が中小機構の委託団体になりました。

『小規模企業共済』のお申込みや増額の手続きなど神奈川県中小建で取り扱うことができます。

# 概要 ①

- 小規模企業共済とは

小規模企業共済とは、個人事業主や会社役員、経営者などが事業を廃止・会社を退職する際に、それまで積み立てたお金（掛け金）に応じて給付金を受け取れる制度です。

国が全額出資している中小機構が運営しており、40年もの歴史がある制度です。また、約132万人の個人事業主や小規模企業の役員、共同経営者が加入されています。

- 加入できる人はどんな人？ ※中小建協会員の例

\* 建設業は常に使用する従業員が20人以下の会社役員または個人事業主

\* 設計は常に使用する従業員が5人以下の会社役員または個人事業主

# 概要 ②

## ● 制度のメリット

経営者の  
退職金

節税効果

受取も  
節税対策

契約者  
貸付制度

## ● 制度のデメリット

掛け捨てのリスク

納付月数が12ヶ月（1年）未満で  
解約となった場合は掛け捨てになります。

※ 廃業等共済金Aの場合は6ヶ月未満

元本割れのリスク

準共済金・解約手当金は、  
加入期間が20年未満の場合は、  
元本割れしてしまいます。

※ 廃業等共済金Aや老齢給付は15年で100%給付

# 気になるところ①

- 掛金は？ 掛金の増額・減額は？

## < 掛 金 >

1,000円～7万円 / 月額

年間最高84万円控除

## ★ 続ける事が大事★

余裕がある時は高額設定  
苦しい時でも少額設定で  
長く続ける事ができます

— 500円単位で設定できます —

- 月額は1,000円から7万円までの範囲（500円刻み）で自由に選べます。掛金は税法上、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象となる所得から控除されます。  
例えば月額7万円を掛けた場合、1年間で84万円が所得から控除されます。

※掛金は共済契約者ご自身の収入の中から払い込んでいただきますので、事業上の損金または必要経費には算入できません。

# 気になるところ②

## ・ 給付金はどういう時にもらえるの？

### <個人事業主の場合>

#### 共済金 A

- ・ 個人事業を廃業した場合
- ・ 配偶者・子以外に個人事業の全部を譲渡した場合
- ・ 平成 28 年 4 月 1 日以降に、配偶者・子に個人事業の全部を譲渡した場合
- ・ 共済契約者の方が亡くなった場合
- ・ 全額金銭出資により個人事業を法人成りした場合

#### 共済金 B

- ・ 老齢給付  
(65 歳以上で 180 ヶ月以上掛金を払い込んだ方)

#### 準共済金

- ・ 平成 28 年 3 月 31 日以前に、配偶者・子に個人事業の全部を譲渡した場合
- ・ 個人事業を法人成りして、その法人の役員にならなかった場合
- ・ 金銭以外の出資により個人事業を法人成りして、その法人の役員にならなかった場合

#### 解約手当金

- ・ 任意解約
- ・ 機構解約 (掛金を 12 ヶ月以上滞納した場合)
- ・ 個人事業を法人成りしてその法人の役員になった場合
- ・ 金銭以外の出資により個人事業を法人成りして、その法人の役員になった場合

### <法人の場合>

#### 共済金 A

- ・ 法人が解散した場合

#### 共済金 B

- ・ 満 65 歳以上、または病気や怪我のため役員を退任した
- ・ 共済契約者の方が亡くなった場合
- ・ 老齢給付  
(65 歳以上で 180 ヶ月以上掛金を払い込んだ方)

#### 準共済金

- ・ 満 65 歳未満の方が、法人の解散、病気や怪我以外の理由で役員を退任した

#### 解約手当金

- ・ 任意解約
- ・ 機構解約 (掛金を 12 ヶ月以上滞納した場合)

※ 掛金納付月数が 6 ヶ月未満の場合は、共済金 A、共済金 B はお受け取りいただけません。

※ 1 2 ヶ月未満の場合は、準共済金、解約手当金もお受け取りいただけません。

# 気になるところ③

## ・ 給付金はどれくらいになるの？（試算）

★ 10年間（120ヶ月）月額30,000円の掛金で脱退、課税所得300万円の場合

<b>&lt;共済金額&gt;</b>	※準共済金・解約手当金は別の金額になります。	
共済金A	（事業廃止等）	3,871,800 円
共済金B	（老齢給付等）	3,782,400 円

### <節税効果>

	<加入前>	<加入後>
所得税	206,700 円	169,900 円
住民税	305,000 円	269,000 円
計	511,700 円	438,900 円

### <節税額>

72,800 円／年

**<実質返戻率>** 共済金Aの場合135% 共済金Bの場合132%

※ 実質返戻率 = 共済金額 ÷ (掛金合計額 - 節税総額)

ただし、節税総額は「(節税額 ÷ 12) × 納付月数」による概算値。  
節税額は、試算時点の税制に基づく金額です。

### <受取り方法と所得税>

一括または分割（分割は給付金が300万円以上の場合）

一括の場合は「退職所得」、分割の場合は「公的年金等の雑所得」扱いとなります

# 気になるところ④

## ● 契約者貸付制度について

共済契約者は、払い込んだ掛金合計額の範囲内で、事業資金などの貸付け（担保・保証人不要）が受けられます。

※貸付限度額：掛金納付月数により、掛金の7割～9割

- 一般貸付け
- 緊急経営安定貸付け
- 傷病災害時貸付け
- 福祉対応貸付け
- 創業転業時・新規事業展開等貸付け
- 事業承継貸付け
- 廃業準備貸付け

# 小規模企業共済のホームページ

- 小規模企業共済のホームページでは、自分の条件で試算や、制度の詳細を見ることができます。

<http://www.smrj.go.jp/skyosai/index.html>

小規模企業共済

検索

## <お申込みの流れ>

- 中小建に契約申込書一式をご請求ください
- ↓
- 契約申込書（複写3枚）を記入し、指定の金融機関窓口で口座の確認印をもらってください
- ↓
- 中小建へ契約申込書（複写3枚）をご提出ください
- ↓
- 毎月20日までに到着した分で契約申込書に不備がなければ、当月から契約開始となり、翌々月18日に開始月からの3カ月分が指定口座より引落としされます。  
以降は1ヶ月分ずつ引落としされます。（お申し込み時「現金なし」「毎月払い」の場合）